

実施方針に関する質問書

No	頁	I	1	(1)	①/ア/(ア)/aなど	質問内容	回答
1	2	I	5	(2)		<p>「企業グループ①」と「事業者が設立するコンソーシアム②」と2つに区分されておりますが、区別が良くわかりませんのでお教え頂けませんでしょうか。</p> <p>また、この文に続く建設工事では、①②と同様に「特定建設工事共同企業体③」が行うとありますが、これも含めてお教え頂きたく存じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業グループ」は、本事業の募集に参加する各グループを指します。 ・「コンソーシアム」は、設計監理業務又は維持管理・運営業務において、複数の企業で業務に当たる場合に設立する事業共同体を指します。 ・「特定建設工事共同企業体」について、本事業における建設業務は、2社で構成する「特定建設工事共同企業体（特定JV）」で行うことを義務としており、1社で建設業務に当たることはできません。特定JVは、小城市建設工事共同体取扱要領に準じて設立する必要があります。
2	2	I	5	(2)	事業方式	<p>本施設の維持管理・運営等に係る業務を行うコンソーシアム（運営事業者）は、給食調理を担当する企業単体又は、本事業を実施する者として選定した企業グループを構成する企業（事業者）が設立するJV又は給食調理を担当する企業単体であればよく、SPCの設立は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、SPCの設立を義務としていません。
3	2	I	5	(2) (3)		<p>(2)で「設計監理業務は、・・・企業グループ又は・・・コンソーシアムが行う。」とありますが、(3)では「設計企業と設計監理委託契約を」とあります。設計工事監理や建設工事を企業グループ又はコンソーシアムが全体として実施するが、個別の契約は、設計企業や建設共同企業体とするとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご理解のとおりです。
4	2	I	5	(3)		<p>「本事業に係る基本協定を選定事業者と、基本契約を基本協定締結後の選定事業者（以下、「事業予定者」という。）と締結する。更に、基本契約に基づき、設計企業と設計監理委託契約を、建設企業と工事請負契約を締結する。また、市は基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る管理運営業務委託契約を締結する。」とありますが、貴市は事業予定者と基本契約を交わした上で、設計、建設、管理運営はそれぞれの事業者（選定事業者を構成する企業）と別に契約するというのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご理解のとおりです。
5	2	I	5	(3)	契約形態	<p>本施設の維持管理・運営等に係る業務をJVにて受託する場合は、貴市との管理運営委託契約はJV全社と貴市との連名契約でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務委託契約は、運営事業者（維持管理・運営業務に当たる事業者又は、事業者が本施設の維持管理・運営業務のために設立するコンソーシアム）と締結するものです。

実施方針に関する質問書

No	頁	I	1	(1)	①/ア/(ア)/aなど	質問内容	回答
6	2	I	5	(4)		確認ですが、建設工事は特定JVとなっていますが、2社のみで構成され、その2社間の出資比率は代表者でない企業でも30%以上とし、2社以外の企業は下請け企業としてなら参加可能であるとの理解でよろしいですか。	・ご理解のとおりです。
7	3	I	5	(6)	事業の範囲	事業の範囲の欄外に「※3パン・牛乳は、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるが、仕分けについては、本事業の運営業務の配膳業務に含む。」とありますが、牛乳は、給食センターに残滓として戻ってくるのでしょうか。	・牛乳は残渣としてセンターには戻ってきません。
8	3	I	5	(6)	事業の範囲	事業の範囲の欄外に「※3パン・牛乳は、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるが、仕分けについては、本事業の運営業務の配膳業務に含む。」とありますが、牛乳が残渣として、給食センターに戻ってくる場合は何リットル程度を想定しておけば良いのでしょうか。	・牛乳は残渣としてセンターには戻ってきません。
9	3	I	5	(6)	②※1	食缶の調達、更新に関しても市の業務範囲との認識でよろしいでしょうか。	・食缶の調達・更新は事業の範囲内です。
10	3	I	5	(6)	②/(ウ)/f	直接学校へ搬入されるパンや牛乳の残渣の処理は各校で行うのでしょうか。それとも給食残渣と一緒に給食センターへ回収し、処理するのでしょうか。	・給食残渣のみ給食センターへ回収し、処理するかたちとなります。
11	3	I	5	(6)	②/(ウ)/f	残渣等を給食センターから処分場まで収集運搬する業務は、収集運搬の許可を持たない者（調理業者）が運搬しても問題ないのでしょうか。	・問題ありません。
12	3	I	5	(6)	②/(ウ)/f	残渣等（調理屑・給食食べ残し）処理業務は、給食センターから処分場まで収集運搬する業務のことを指し、処分費は本業務に含まれない（市が負担）との理解で宜しいでしょうか。含まれるようでしたら、調理屑・給食食べ残しの処分費についてご教授願います。	・処分費は市が負担します。
13	3	I	5	(6)	②/(ウ)/f	残渣以外の廃棄物（例：ダンボール、カン、ビン、廃油、プラスチック、食器等）の収集運搬から処分については、本業務に含まれないとの理解でよろしいですか。	・残渣以外の廃棄物の処理（収集・回収等）は、本事業に含みます。ただし、廃油は回収業者が回収及び回収費を負担します。
14	5	II	1			敷地の地盤調査データは今後、参考資料として開示いただけると理解してよろしいですか。	・参考資料としては、本事業の敷地内ではございませんが、隣接地の地質調査データがございますので、必要があれば開示します。

実施方針に関する質問書

No	頁	I	1	(1)	①/ア/(ア)/aなど	質問内容	回答
15	5	II	1			敷地の土壌汚染状況調査データは今後、参考資料として開示いただけると理解してよろしいですか。	・現況が田のため、当調査は行っておりません。
16	5	II	1		現状地目	「田」と記載がありますが、農地転用許可申請等は本事業の業務外と考えてよろしいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
17	5	II	2		食器・食缶等	アレルギー対応食用の容器・食器等の調達についても、市が調達するとの理解でよろしいですか。	・ご理解のとおりです。
18	5	II	2			「衛生管理でHACCP対応」とあり、施設形態ではHACCP対応記載がありませんが、施設的にはHACCP対応は求めないが、運営にてHACCPに沿った衛生管理対応を要求するとの理解で宜しいでしょうか。	・施設計画にあたっては、ドライシステムを基本とし、HACCPの概念を取り入れ、確実な衛生管理に対応できる施設とすることを求めます。
19	6	II	2		主要諸室区域区分	表に記載されている諸室は、必ず用意する諸室でしょうか。特に「和え物準備室」と「調整池」は必要でしょうか。	・必ず用意していただく諸室と考えています。ただし、後日公表する要求水準を満たしつつ、兼用することは妨げるものではありません。 ・「調整池」は、雨水等によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないように設置をお願いしたいと考えています。
20	6	II	2		主要諸室区域区分	表に記載の残渣庫(冷却機能付)とは、どのような諸室を想定されていますでしょうか。	・調理くず及び残渣を脱水・保管する室(庫)を想定しております。
21	6	II	2		汚染作業区域	残滓庫(冷却機能付)と記載がありますが、冷蔵設備を想定されていますでしょうか。	・臭気対策として、室内を冷却できる機能(空調設備等)を想定しております。
22	6	III	1		募集及び選定の方法	「地元企業」とは、営業所の所在が市内又は県内のどちらの企業を指すでしょうか。	・業務区分により異なりますが、最も「地元企業」に相応しい者は、市内に本社・営業所等を有する者であり、次点は県内に本社・営業所等を有する者であるという考え方が基本になると考えます。 ・詳細については、公募公告時に公表する審査基準書に示します。
23	6	III	1		募集及び選定の方法	事業者への「地元企業」参画は、提案審査における加点対象となるでしょうか。	・加点対象かどうかは検討中ですが、評価の対象にはなりません。 ・加点対象となるかは、公募公告時に審査基準書に示します。
24	6	III	1		募集及び選定の方法	「地元企業」への発注金額は、提案審査における加点対象となるでしょうか。	・N023と同じ

実施方針に関する質問書

No	頁	I	1	(1)	①/ア/(ア)/a など	質問内容	回答
25	6	Ⅲ	1		募集及び選定の方法	「事業者の地域精通性…（中略）…も評価の対象とする」とありますが、地域精通性とは具体的にどのような内容で評価されるのか、ご教示願います。	・詳細については、公募公告時に公表する審査基準書に示します。
26	9	Ⅲ	5	(2)		「代表企業」に関する資格要件はございますでしょうか。	・代表企業に関する資格要件は、特にありません。
27	10	Ⅲ	6	(2)		個別の参加資格要件として特定業務を行う者については個別に挙げられておりますが、特定業務を行う者以外については9頁、6、(1)共通の参加資格要件を満たせばよいという理解で宜しいでしょうか。（建物維持管理企業が運営企業とコンソーシアムを組成すること等を想定しております）	・ご理解のとおりです。
28	10	Ⅲ	6	(2)	個別の参加資格要件	維持管理業務を行う者については、共通の参加資格要件以外に、個別に求められる要件は無いとの認識でよろしいでしょうか。	・No27と同じ
29	11	Ⅲ	6	(2)		維持管理業務を行う者については、特段の参加資格要件は無いと理解してよろしいですか。	・No27と同じ
30	12	Ⅲ	6	(3)	②/イ	選定委員は実施方針公表時に発表されるとの理解でよろしいでしょうか。	・公募公告時に公表します。
31	12	Ⅲ	7			SPCの設立は事業者の提案によるものとのことですが、SPCを設立するか否かで評価に影響することはあるのでしょうか。	・評価に影響するかは検討中です。 ・公募公告時に審査基準書に示します。
32	12	Ⅲ	7		②	SPCを設立する場合、本給食センター建設予定地を登記上の住所とする提案も可でしょうか。	・不可です。
33	17				別紙	物価変動リスクに関して、双方負担となっておりますが、これは一定の物価変動があったと認められる際に、協議等により契約変更を行うという理解で宜しいでしょうか。	・ご理解のとおりです。 ・一定の範囲については公募公告時に事業契約書（案）に示します。
34					別紙	「契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する」とありますが、例えば議会の承認が得られなかった場合や、事業者が倒産した場合等、一方でコントロールができない事象も想定されるため。帰責者にて負担という考え方にして頂けないでしょうか。	・帰責者にて負担という考え方とします。
35					別紙	児童・生徒及び園児数の減少に伴い給食数の減少による運營業務自体の収益の増減については貴市も事業者もコントロールができないため、双方の負担という考え方にして頂けないでしょうか。	・※5に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとしており、原案のとおりとします。

実施方針に関する質問書

No	頁	I	1	(1)	①/ア/(ア)/aなど	質問内容	回答
36					別紙	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大の例として交通事情悪化による運送費増加を挙げられておりますが、これは事業者ではコントロールできないリスクであり、適切ではないように思われます。その他様々なケースが想定されるため、帰責事由により協議として頂けないでしょうか。	・市の負担を「△」とし、帰責事由により協議するとします。
37	17				別紙/No. 1	「政策転換リスク」には、本事業の選定結果が市議会で承認されない場合も含まれると理解してよろしいですか。	・「政策転換リスク」は、例えば給食の廃止等、現況と大きく異なる施策・運用等の変化を意味しています。 ・「本事業の選定結果が市議会に承認されない場合」は、「契約締結リスク」に含みます。
38	17	IV	1	(2)	予想されるリスクと責任分担	別紙 リスク分担表(案) No.2 法改正による点検基準の変更や、新たに定期点検報告制度が出来た場合は市のリスクとの認識でよろしいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
39	17				別紙/No. 16、17	「不可抗力に起因する」とは、災害や疫病の流行等、想定外の損害を被る可能性がある事象を指すのでしょうか。不可抗力の定義や具体例等ございましたらお示しください。	・ご理解のとおりです。 ・定義としては、自然災害や昨今のコロナウイルスのように、通常では想定することが困難な事象を想定しています。その他については、適宜、協議して判断させていただきます。
40	18	IV	1	(2)	予想されるリスクと責任分担	別紙 リスク分担表(案) No.43、44 「用途変更」とは本施設を給食センター以外の用途に変更することでしょうか。どのような状況で用途変更が生じる想定でしょうか。	・現時点では想定しておりませんが、No1の市の政策変更とも関連しますが、例えば、市の施策として、高齢者施設への食事提供や、単身高齢者への宅食等を掲げた場合が考えられます。
41	18	IV	1	(2)	予想されるリスクと責任分担	別紙 リスク分担表(案) No.46 技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化が生じたとしても、要求水準を満たせば増加費用となるものを採用するかどうかは事業者の判断によるとの認識でよろしいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
42	18	IV	1	(2)	予想されるリスクと責任分担	別紙 リスク分担表(案) No.47 施設瑕疵リスクで「瑕疵担保期間中に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの」とあります。瑕疵担保は、施設の建設(新築)に関する瑕疵担保でしょうか。それとも維持管理・運営期間が終了し、市に引渡した後に瑕疵担保期間を設定することでしょうか。ご教示願います。	・本事業の期間(施設の建設(新築)～維持管理・運営期間の終了まで)に見つかった瑕疵を対象とします。 ・事業終了後、市に引き渡してから見つかった瑕疵は、「施設瑕疵リスクNo.48」に含みます。

実施方針に関する質問書

No	頁	I	1	(1)	①/ア/(ア)/aなど	質問内容	回答
43	18	IV	1	(2)	予想されるリスクと責任分担	別紙 リスク分担表(案) No.53 大規模修繕は貴市が実施されるとの認識でよろしいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
44	18	IV	1	(2)	予想されるリスクと責任分担	別紙 リスク分担表(案) No.77 事業終了時における施設の性能は、機能及び性能を満足している限りにおいて経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	・ご理解のとおりです。
45	19				別紙/No. 71	実施方針案P. 3、5に「食器は更新も含めて市にて準備する」と記載されていますが、食器等破損リスクに関して、リスク分担が帰責事由となっており、破損の理由によっては事業者が食器等を調達する必要が生じるということでしょうか。	・ご理解のとおりです。
46	19				別紙/No. 73	給食センターで一時保管した残渣の処理施設への回収業務に関しても、本事業の運営業務範囲ということでしょうか。	・ご理解のとおりです。